

論 点 メ モ (特定投資家移行制度の見直し)

項 目	論 点	備 考
1. 背景・問題意識	<p>特定投資家制度(いわゆるプロアマ制度)は、金融商品取引法において導入された。同法の施行後1年が経過し、投資家保護や手続きの円滑化の観点から、以下の指摘がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロからアマへ移行した顧客が、アマ扱いの継続を希望していたとしても、期限日(移行から1年)経過後に、再び申出を行わなかった場合には、プロに戻ってしまうこととなる。 <p>法律上は、プロに戻った後の最初の取引の際に、金商業者が当該顧客にプロとして扱う旨を告知することとされており、その際、アマへ移行する意思を表明すればアマへの移行が認められる。しかし、取引の際にこうした手続きをとることは、顧客の意思の確認の徹底や迅速な取引の妨げになりかねないとの指摘がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、現行制度の下では、いったん、プロからアマ、アマからプロへの変更を選択した場合、期限日までの1年間、元の属性の変更はできない。今後、1年の経過を待つことなく、その属性の変更を望む顧客も増加することが想定されるが、現行制度の下では対応できない。 	
2. 検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資家保護等の観点から、プロからアマに移行した場合は、顧客から申出があるまで、原則、移行の効果が持続することとしてはどうか。 ● 他方、アマからプロへの移行については、 <ul style="list-style-type: none"> ① この点についてもできるだけ実務の簡素化が求められる一方、 ② プロへの移行の効果を永続的に持続させることで投資家保護上の問題が生じないか、との問題がありうる。 	

	<p>このため、例えば、1年ごとに金商業者から通知を行うことを前提に、プロ扱いを継続することなどが考えられるが、この場合、個人に求められている資産要件等のチェックを実務的にどのように行うか、などについて検討する必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">● プロからアマ、アマからプロに移行した場合、顧客が希望すれば、1年ごとに限らず、プロ又はアマへ戻ることを可能とすることが考えられるが、実務面の対応を含め、どのように考えるか。	
--	--	--